

# 令和7年度能登へのスタートアップ誘致調査事業 業務委託仕様書（案）

## 1 目的

令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨からの復興に向けては、能登のなりわいを再建するとともに、新たな産業の創出が不可欠であることから、先進的な技術や革新的なアイデアで事業展開するスタートアップ企業を誘致していくことが重要である。

こうしたことから、東京都のスタートアップ支援拠点である「Tokyo Innovation Base（以下、「TIB」という。）」に集うスタートアップ企業等、全国のスタートアップ企業等の中から、能登を拠点に、地域課題の解決や地域資源を活用した事業展開が見込める有望なビジネスモデルを調査する。特に有望な案件については、事業計画の磨き上げや能登でのネットワーク構築などを伴走支援することで、将来的な誘致に繋げていく。

## 2 委託業務の内容

### (1) 支援対象企業の選定

TIBでのイベント実施等により、能登地域（行政、企業、団体などを想定）が抱える課題の解決や地域資源を活用した事業展開が見込めるスタートアップ等を選定すること。

次のア～ウの条件を全て満たすスタートアップ等3社程度を選定し、(2)に示す支援を実施すること。

ア 事業の実施に必要と思われる石川県内の行政、企業、団体等との連携（予定）内容を明確に示すことができること。

イ 将来的に石川県の経済に大きく寄与することが期待されること。

（石川県に本店登記または支店登記のいずれかを行う、研究開発拠点を設ける、継続的に県内企業との取引を行う等）

ウ 地域課題の解決または地域資源を活用した事業展開が見込める有望なビジネスモデルを提案し、実行できること。

※ TIBでのイベント開催は必須とする。

※ 選定するスタートアップ等については、事業分野や成長段階は問わないが、条件を満たすか否かについては、県と相談の上、決定する。

### (2) 支援対象企業への支援の実施

(1)で選定したスタートアップ等（以下、「選定スタートアップ」という）に対して、下記ア～オの支援プログラムを実施すること。

ア 伴走支援（個別面談<sup>\*1</sup>）（月2回程度、各1～2時間程度）

能登での実証や事業展開（以下、「実証等」という。）に向けて、設定した目標の達成あるいは被災地の課題解決・地域資源<sup>\*2</sup>を活用した事業展開<sup>\*3</sup>を目指すため、選定スタートアップに対して個別面談（リアル・オンラインいずれも可）を実施すること。

## ※1 想定する個別面談の流れ

- ①能登地域で実証等を行うにあたっての各社の課題を抽出し、成果目標とアクションプラン、実証実験を行う際の協力先を検討・設定する。
- ②個別面談により、前回に実施した面談以降の成果や仮説・検証の確認を行い、改善策・代替案についてディスカッションし、翌月のアクションプランを設定する。
- ③必要に応じて、事務局は個別面談に同席し、アジェンダ管理（進行サポート）やマッチング事案に関するフォローアップ（候補者の列挙、面談調整）を行う。

## ※2 「地域資源」の定義

本県で生産・製造された農林水産物・鉱工業品（当該鉱工業品の生産に係る技術を含む。）、本県独自の観光資源・技術 など

## ※3 想定する目標・課題の例

- ・今後の災害に備え、自律分散型（オフグリッド）集落を整備する。
- ・空港や鉄道駅からの二次交通を整備する。
- ・AI やドローンを活用し、能登野菜栽培のDX化や六次産業化を支援する。  
などを想定しているが、その他にも、「石川県創造的復興プラン」を参考にすること。

### 【石川県創造的復興プラン 掲載ページ】

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/souzoutekifukkousuishin/fukkoup1an.html>

## イ 各種経営課題に対する専門家の紹介

高度な専門性を必要とするなど、受託者では対応できない課題の解決にあたっては、必要に応じて、各分野の専門家を紹介すること。

## ウ 現地企業・団体等の紹介

選定スタートアップが行う実証等に協力する現地の企業・団体や、実証等や拠点開設に関する適地の案内などを行うこと。

## エ 能登でのイベント等の開催

実際に能登にスタートアップを呼んでイベント等を開催すること。なお、ここでいうイベント等とは、一般には非公開であったり、スタートアップへの個別対応であったりしても問題ない。

## オ 成果発表会（デモデイ等）の開催

上記ア～エの成果発表の場（デモデイ等）を1回以上設けること。このデモデイ等には、国、県内外の地方自治体、スタートアップ、スタートアップ支援機関、被災地支援団体、県内企業との協業に積極的な企業等の幅広い方に参加いただくことが望ましい。

開催場所は石川県内外を問わないが、その場所で開催する狙いや意義を提案書に明示す

るとともに、オンラインでも視聴可能な形態とすること。

### (3) 将来像の明示

本委託業務は令和7年度限りであるものの、能登にスタートアップを誘致し新たな産業を興すには相当の期間を有することが想定されるため、提案書には令和7年度に限らず、過程とともに将来像も示すこととし、(1)、(2)についても将来像を踏まえた内容とすること。

## 3 参考スケジュール

年	月	目安	内容
令和7年	4月	上旬	委託事業者の公募開始
	4月	中旬	委託事業者の公募締切
	4月	下旬	審査 委託事業者の決定
	7月	上旬	TIBでのイベント開催（支援対象企業の選定） イベント参加企業以外の支援対象企業の選定
	9月	上旬	TIBでのイベント開催（支援対象企業の選定）
令和8年	2月	中旬	成果発表会（デモデイ）
	3月	下旬	対象企業のフォローアップ

上記に加え、随時、個別面談（月2回程度）や能登での伴走支援およびイベントを実施すること。

上記スケジュールは参考であり、イベント開催回数は県と相談の上、決定する。

## 4 留意事項

- (1) 本業務を施行するにあたり、業務委託契約書及び本仕様書に基づき、県や県の指定する者（以下、「県等」という。）と常に密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行うこと。
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部または主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、予め委託者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。
- (4) 受託者は、業務期間の満了又は契約取消のときは、次期事業者又は県が円滑に運営できるよう、十分な引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに伴う経費は、県は負担しない。
- (5) 県等の施策や事業に協力すること。
- (6) 県等のほか、県内市町や公的支援機関などのイベント開催にあたっては、事業の目的に鑑み、十分配慮すること。
- (7) 「2 委託業務の内容」に記載した事業に係る人的、物的費用は全て受託者の負担とする。

- (8) 本業務に起因する苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

## 5 委託費用

- (1) 予算額：8,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 支払方法：精算払（受託者から成果物の提出を受け、金額が確定した後）

## 6 成果物および納品時期

- (1) 業務報告書：A4 版縦で Word 形式 1 部を下記提出期限までに提出すること。
- (2) 提出期限：令和 8 年 3 月 31 日（火）

## 7 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

## 8 秘密の厳守等

- (1) 受託者が業務を行うにあたって、情報を適切に管理しなければならず、個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) (1) および (2) については、当事者の承諾があり、県との協議によって、利用目的が本事業の目的に合致すると認められる場合はこの限りではない。  
受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

## 9 その他

掲げた事項以外の内容及び詳細については、別途協議の上、決定する。

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約に基づく事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

3 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元の契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。